

公募要綱等に関する質問書の回答

番号	質問対象	質問内容	回 答
(1)	要求水準書 P. 15	総合運動公園駐車場 P 1（今回の事業対象区域のすぐ西側）の閉鎖時間が、午後 1 1 時～翌朝午前 7 時、水曜日午後 5 時～翌朝 7 時となっている。また、総合運動公園駐車場には、マイクロバス、中型車両、大型車両の乗り入れが禁止されている。（刈谷市 HP より） さらに、現行のかりまるの時刻表において、総合運動公園のバス停で、一ツ木線の 6 時 2 0 分発が始発となっている。（但し、2 0 2 6 年 2 月頃、時刻表の改正予定（刈谷市議会議事録より） 以上のことから飲食店等設置施設の営業時間・曜日、仕込み・開店準備時間等の検討にあたり、以下の項目について確認したい。 （１） 飲食店や売店等の仕入れ車両の乗り入れ時間に影響を受けることが予想されるが、開放時間内で駐車場 P 1 を利用することになるのか？あるいは、他所から乗り入れを行い、時間や曜日の制限がなく乗り入れることができるのか？ （２） 仕入れ車両の大きさに制限はあるか、また駐車場所はどう対応したら良いか？ （３） 従業員等の車両の駐車場所はどこに駐車したら良いか？また利用時間はどうなるのか？ （４） 飲食店等の設置施設の営業時間に制限はあるか？ （５） かりまるの時刻改正は、2 0 2 6 年 2 月頃で良かったか？	（１） 駐車場の利用時間については変更することは考えていません。但し、利用時間外に仕入れ車両等が乗り入れる場合に限り、提案は可能です。対応方法については、市及び指定管理者と協議してください。 場所については第 1 駐車場を想定していますが、詳細は市及び指定管理者と協議してください。なお、第 1 駐車場は年間を通して閉鎖時間は午後 1 1 時～翌朝 7 時までです。 （２） 通行等の物理的な制限はありません。駐車場所は市及び指定管理者との協議によります。 （３） 公園駐車場の利用については、市及び指定管理者との協議によります。 （４） 特にありませんが、駐車場の利用時間、安全・安心及び周辺環境に配慮した営業時間としてください。詳細は市と協議してください。 （５） かりまるの時刻改正は、2 0 2 6 年 2 月を予定しています。
(2)	提案様式集 P. 1	既に市の記載されている文字のポイントが 1 0 . 5 未満のものがありますが、市の記載文字（見出し等）も 1 0 . 5 以上に変更すべきでしょうか？	応募者により記入する箇所においては 1 0 . 5 ポイント以上としてください。
(3)	事業実施協定書（案） P. 12	事業実施協定書（案）第 3 6 条（原状回復の義務）について、施設設置等により樹木を伐採、あるいは移設等行った場合、「原状回復」の考え方はどのようなか？（どこまで回復する必要があるか？）	「事業実施協定書（案）第 3 6 条 3 （２）」によります。
(4)	要求水準書 P. 8	総合運動公園内の既存の夜間照明や防犯カメラについて、以下の項目について確認したい。 （１） 夜間照明について ア 夜間照明の設置ルール、基準は何かあるか？ イ 夜間照明の照明時間、照度は何かルールはあるか？ （２） 防犯カメラについて ア 公園内に防犯カメラの設置はあるか？ イ 設置されている場合、その配置のルールや基準はあるか？ ウ 稼働時間がどうなっているか？ （３） 「周辺地域の治安維持や公園及び公園利用者の安全・安心に対するニーズへの対応」と記載されているが、現状、既に何かニーズがあるか？ （４） 魅力あふれる公園構想の資料中で総合運動公園の「公園の惜しいところ」に『・通路の照明が暗い箇所がある』と記載があるが、これは今回の事業区域付近か、どのあたりを示しているのか把握していたら教示願いたい。	（１） 警視庁「安心・安全まちづくり推進要綱」、愛知県「道路、公園、自動車駐車場等に関する防犯上の指針」の基準に準じてください。 （２） 設置の基準はないが、本公園では公園及び施設の入口等に設置しています。設置台数は 1 1 台で 2 4 時間稼働しています。防犯カメラの設置位置に関しては、愛知県「道路、公園、自動車駐車場等に関する防犯上の指針」の基準に準じてください。 （３） 防犯カメラの設置及び公園内外の警備巡回を行ってほしいと地区より要望がありました。 （４） 公園全体を示しているため、事業対象区域付近も含まれています。
(5)	要求水準書 P. 23	これまでの総合運動公園の管理・運営で、近隣住民や公園利用者からの意見や課題、配慮すべきことがあれば教示願いたい。	イベント時や大会が重なる時は、駐車場が不足します。

(6)	要求水準書 P. 8	わんさか祭りなど大規模なイベント時、これまで事業対象区域は、イベント等で活用されているが、年間を通して、これまでの実績で、事業対象区域を慣例的に利用される行事（イベント名、開催月、日数、来場者数）を教えてほしい。また、その場合、事業対象区域はどのように利用されていたか？今後、上記以外に、飲食店等の営業において、イベント開催にあたって制約、協力など想定されることは何かあるか？	イベント 1. わんさか祭り 8月 2日間 約78,000人 2. アーバンフェス 5月 1日間 約20,000人 事業対象区域における令和6年度わんさか祭りの利用はインディアン・ティピーなどのテントの展示の他、丸太橋渡り、木工工作、竹馬などの昔の遊び、キーホルダー作りなどが体験できる広場として利用されていました。詳細は市のホームページを参考にしてください。 特に制約はありませんが、公園の魅力向上とにぎわいの創出に資するための協力を期待しています。
(7)	要求水準書 P. 17	総合運動公園は、災害時の防災活動の拠点等として活用されることが想定されていると記載されているが、今回の事業対象区域で、何か配慮すべき事項や、どの程度こういった影響が発生するのか想定されることはあるか？（訓練時、災害発生時）	一時的な避難場所として使用することを想定しています。
(8)	公募要綱 P. 27	利便増進施設の占用料（表示面積当たり2,200円/㎡・年）について、横断幕、のぼり旗も対象となるか？対象となる場合、算出方法はどうか？また、刈谷駅南北連絡通路にデジタルサイネージが設置されているが、同じ算出基準となっているか？	利便増進施設はデジタルサイネージのみとなります。 なお、横断幕、のぼり旗については公募対象公園施設の範囲内であれば設置可能で占用料も徴収しませんが、景観等への配慮をお願いします。占用料は刈谷市道路占用料条例の規定によります。
(9)	要求水準書 P. 18	災害対応について、市、指定管理者と協議・確認、協力して、災害対応を行う考え方でよいか？また、地震、津波、南海トラフ臨時情報発表、台風の接近などに伴う休館等は、HPで確認できるが、スポーツ教室などソフト事業における中止等の対応について、何かルールはあるか？	災害対応については、市及び指定管理者との協議等による考え方で問題ありません。 スポーツ教室などソフト事業における中止等については、原則、他の施設の休館に準じます。
(10)	公募要綱 P. 30	「興行」について、以下のことについて教えてください。 （1）「興行」とは、具体的にどのような範囲を示しているのか？何か市で基準はありますか？ （2）例えば、飲食店のオープンテラス前で屋外演奏や踊りなどを実施した場合、使用料（1日・1㎡あたり40円の使用料）は発生することになるのか？発生する場合、面積計算はどのように算出するのか？さらに客席を設けた場合はどうか？同様に屋内で実施した場合はどのような基準となるか？ （3）一時的に移動可能なテーブル、椅子等を屋外に設置した場合、使用料など市へ支払いが発生するか？発生する場合、その算出方法はどうか？	（1）興行とは、音楽イベントやマルシェなどで営利を目的とするものをいいます。検討にあたっては、事前に市と協議してください。 （2）公募対象公園施設内で実施する場合には、公園使用料は徴収しません。公募対象公園施設以外を使用する場合、以下で算出してください。 他の公園利用者を排除する面積（㎡）×40（円/㎡・日） （3）（2）と同様です。
(11)	公募要綱 P. 3	施設利用者数等が記載されているが、どのような集計方法で計測された数値でしょうか。	件数については予約件数を集計した数値です。 人数についてはチケットの販売数や利用時の申告数を集計した数値です。
(12)	公募要綱 P. 3	公募対象公園施設の収益を公園施設の整備に還元するとあるが、収益は実際に運用開始後に生じる営業利益等を意味するか。収益を整備費に還元するという点について、将来発生する収益の見込みをもって、整備費を先行投資するという理解でよいか。	その理解で問題ありません。

(13)	公募要綱 P. 4	提案の範囲に基づく管理運営業務が指定管理者の業務から除外されるとあるが、除外される業務範囲の確認は指定管理者にヒアリング等擦り合わせが必要になる。指定管理者が入札に参加する場合でも接触して問題ないか。また、ヒアリングの場は設定されるのか。	事業対象区域内において、提案のあった範囲については指定管理者の業務範囲から除外することを予定しています。審査前の接触はご遠慮下さい。また、ヒアリングの場は設けません。現在の管理状況については、「参考資料 6」に記載していますので、資料提供を求める場合は「様式 1：秘密保持にあたる誓約書」を提出してください。
(14)	公募要綱 P. 4	事業対象区域における、指定管理者の現状の業務範囲を確認したい。どのような方法があるか。	「参考資料 6」に記載してありますが、資料提供を求める場合は「様式 1：秘密保持にあたる誓約書」を提出してください。
(15)	公募要綱 P. 6	事業期間（20 年）終了後の公募対象公園施設について、引き続き施設を設置・運営したい場合、協議可能か。また更新可能な場合、更新期間の最長は 10 年か。	制度上、事業期間終了後の更新はできません。
(16)	要求水準書 P. 15	駐車場の利用時間が午前 7 時から午後 11 時と記載されているが、今後変更になることはあるか。ある場合、どのようなプロセスを経て行われるか。また、公募対象公園施設の営業時間に合わせて利用時間を変更することは可能か。	駐車場の利用時間については変更することは考えていません。
(17)	公募要綱 P. 25	公園施設設置使用料の減免は、減免対象施設を併設する施設の場合、施設全体が減免対象ではなく、減免対象部分だけが減免対象になり得るという理解でよいか。	その理解で問題ありません。
(18)	公募要綱 P. 12	応募者の備えるべき資格要件について、公募要項に記載されていない要件があれば教えてほしい。例えば特定公園施設整備・譲渡契約は建設業等の資格を有する企業が前提になっているなど。	特にありませんが、法令等の遵守をお願いします。
(19)	公募要綱 P. 12	近隣公園と同等以上と記載があるが、具体的な近隣と言える公園を教えてください。	近隣公園とは主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で 1 箇所当たり面積 2 ha を標準として配置する公園をいいます。本市の場合は下記公園等を同等以上と考えています。 刈谷市総合運動公園、亀城公園、洲原公園、岩ヶ池公園、日高公園、原崎公園、野田公園、青山公園、狩野公園、小垣江公園、猿渡公園、逢妻川緑地、逢妻川桜づつみ、フローラルガーデンよさみ
(20)	公募要綱 P. 8	ホームチームのグッズは販売ライセンスなど必要か。	販売ライセンスの可否についてはホームタウンパートナーに確認をお願いします。
(21)	公募要綱 P. 8	公園利用者の実態を把握するために必要な資料（駐車場稼働率や利用者の性別や年齢のデータ等）は参考資料一覧にある資料以外に開示してもらうことは可能か。	駐車場稼働率や利用者の性別、年齢のデータ等はありません。
(22)	公募要綱 P. 16	ヒアリングの実施通知は、実際にヒアリングを行う日の何日前になされるか。	現時点では令和 7 年 8 月 1 日にヒアリングを実施する予定としています。なお、実施時間や開催場所などの詳細については提案書類提出日以降に応募者の代表企業に通知する予定です。
(23)	公募要綱 P. 19	提案内容が修正され、それに伴い工期や工事金額が変更になる場合、条件の緩和等の措置は行われるか。	事象が発生した際に協議をお願いします。
(24)	公募要綱 P. 21	公募対象公園施設及び利便増進施設の整備工事期間中は占用料が発生するか。	「公募要綱 P. 5-5（表 1-1）」によります。
(25)	公募要綱 P. 8	想定されている公募対象施設がレストランやカフェなどの飲食施設であるが、今回の事業対象区域以外に公園内に飲食施設が設置される可能性はあるか。事業収支計画に影響するため設置する場合、事前に協議等の既存店への配慮等行われるか。	「要求水準書 P. 17-3（3）⑧」によります。

(26)	公募要綱 P. 24	公募対象公園施設の設置使用料（85 円/㎡・月）について、工事期間中も対象か。発生する場合、工事期間中の使用料対象エリアはどこまで及ぶか。	「公募要綱 P. 5-5（表 1-1）」によります。 工事の作業範囲が占用許可対象となります。
(27)	公募要綱 P. 25	既存公園のインフラのスペックや図面。また周辺のインフラ引き込み状況（どこまでどのように引き込まれているか等）を開示してほしい。	「参考資料 1」に記載してありますが、参考資料の提供を求める場合は「様式 1：秘密保持にあたる誓約書」を提出してください。ただし、現地と異なる可能性があるため、必要に応じて現地調査を実施してください。
(28)	公募要綱 P. 26	第三者への転貸が禁止とあるが、公募対象公園施設にテナントを入居させる場合は、応募時に構成員として参加しておくことが必須ということか。	必須ではありません。
(29)	公募要綱 P. 26	特定公園施設の整備費の下限額について、対象となる整備費はどこまで含まれるか。届出費や調査費等は対象となるか。	特定公園施設の整備のうち工事に要する費用が対象となるため、届出費や調査費等は対象外となります。
(30)	公募要綱 P. 27	利便増進施設におけるデジタルサイネージについて、第三者の広告内容は予め景観課等への届出が必要か。	必要ありません。
(31)	公募要綱 P. 30	運營業務の重要な一部の委託について、具体的にはどのようなものが重要となるか判断基準はあるか。	例として、市への連絡調整や管理責任そのものを委託、又は下請けさせることは難しいと考えます。
(32)	要求水準書 P. 15	公園内の既存看板への公募対象公園施設の表示について、表示方法等レギュレーションがあるか。また、看板や案内図はホームページやパンフレットなどの媒体も含まれるか。	公園内の既存看板への公募対象公園施設の表示については、既設看板のデザイン等（フォントや配色など）に合わせてください。 また、ホームページやパンフレットなどの媒体も含みます。
(33)	要求水準書 P. 21	事業者が負担する費用が明記されている項目について、特定公園施設に関連する費用については、下限額に含めることができるか。また含めることができる項目はなにか。	特定公園施設の整備のうち工事に要する費用を下限額の対象としています。 「要求水準書 P. 21 第 5 章 2 設計・工事業務の要求水準」等に記載があります、調査や設計などの自らの責任と費用負担の上、実施していただくものについては下限額に含めることはできません。
(34)	様式 1-3	本事業における役割で設計、工事が記載されているが、設計や工事を担う業者の資格要件は、公募要項に記載されている他不要か。	公募要綱に記載されているほか、法令等の遵守をお願いします。
(35)	公募要綱 P. 25	公募対象公園施設の撤去・処分費と原状回復に要する費用の相当額は、現時点の何に基づいて行われるのでしょうか。事業者の算出あるいは貴市が算定するかを教えてください。	3 者以上から原状回復に要する費用の見積を徴収していただき、平均直近下位のものを採用する予定です。なお、原状回復には基礎や杭などの埋設物の撤去も含みます。
(36)	要求水準書 P. 11	現場事務所を設置するとした際は、駐車場の 1 画をお借りする事も可能でしょうか。あるいはその他の場所など、候補場所を教えてください。	事業対象区域外に設置する場合は、市及び指定管理者と協議をお願いします。なお、仮に可能となった場合は占用料が必要となります。
(37)	公募要綱 P. 12	特定公園施設の管理運營業務を提案しない場合のみ、近隣公園と同程度以上の公園施設の管理・運営実績を有する構成員は不要という理解でよいか。	提案の範囲に基づく管理運營業務（任意提案）を提案されない場合は不要です。
(38)	別紙 4	提案様式の枠を広げるために、余白の設定は任意に設定してよいか。	問題ありません。
(39)	公募要綱 P. 7	アジア・アジアパラ競技大会のイベントに向けた提案は必須か。	必須ではありません。
(40)	公募要綱 P. 8	実施体制について敷地内に日中、本企業または協力企業の従業員は常駐が必要か。	緊急時に対応できる体制が整っていれば、常駐の必要はありません。
(41)	公募要綱 P. 16	ヒアリングに際し 1 社あたり実施時間の定めはあるか。	説明 20 分、質疑 15 分程度を予定しています。なお、応募数に応じて変更する場合があります。

(42)	要求水準書 P. 26	加入する保険に指定内容はあるか。	特にありません。
(43)	公募要綱 P. 25	「公募対象公園施設であるものの、一般の公園利用者に広く開放するトイレ、授乳室、ニュースポーツ施設などは、・・・当該面積分の公園施設設置使用料を減免できる場合がある」とありますが、設置使用料の要否によって事業性が変動し、提案内容に影響を及ぼすため、個別での競争的対話又は質疑等を設けていただくことはできませんでしょうか。	公募対象公園施設の使用料については、提案様式集の様式 B-1 等において、授乳室等の減免対象となる可能性のあるものも面積に含めて使用料を算定したものを提案していただき、事業性を評価することとしていますので、個別質疑の場を設けることは考えていません。
(44)	別添資料 2	別添資料 2「事業対象区域図」以外の場所に、公募公園対象施設等の看板を設置することは原則不可という理解でしょうか。	その理解で問題ありません。
(45)	駐輪場の設置について	(1)対象敷地内に、公園利用者にも開放する駐輪場を整備することは可能でしょうか。 (2)可能な場合は、特定公園施設として提案可能でしょうか。 (3)利便増進施設となる場合、占有料は免除となりますでしょうか。 また、審査における「特定公園施設の整備のうち工事に要する費用」に加算していただくことは可能でしょうか。	(1)(2)公募対象公園施設としての提案は可能です。 (3)駐輪場は公募対象公園施設となるため、「公募対象公園施設の使用料に係る提案価格」に加算されます。
(46)	公募要綱 P. 32	リスク分担表では「市の政策変更による事業への影響（甲の指示による事業の取りやめ、事業範囲の縮小、変更、拡大等）に関するもの」は貴市にてご負担いただくこととなっていますが、不可抗力等に起因する場合も含め貴市の一方的な判断で契約解除又は事業変更を行う場合は、それによって事業者が生じた損害は合理的な範囲で補償していただけるという理解でよろしいでしょうか。	本業務の実施における主なリスクについては、原則としてリスク分担表の負担区分としますが、本市（甲）と事業者（乙）との間で締結する協定及び契約を優先します。